

福島県国民健康保険財政安定化基金への 財政調整機能の付与について

令和3年12月24日

福島県国民健康保険課

福島県国民健康保険財政安定化基金への財政調整機能の付与について

1 財政安定化基金に係る法改正の概要

(1) 改正の目的

都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に、新たに年度間の財政調整機能を追加することにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費が上昇した場合などに納付金の上昇幅を抑える等、複数年での保険料の平準化等に資する財政調整を可能とする。

(2) 改正の内容（令和4年4月1日施行 改正後国保法第81条の2第4項）

財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与される。都道府県は、国保の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、決算剰余金について、財政調整事業分として積み立てた範囲内で基金を取り崩し、国保特会に繰り入れることができる。

(3) 財政安定化基金(財政調整事業分)への積み立て（積立開始可能時期：令和4年4月1日～）

都道府県は、各会計年度で生じた決算剰余金額の範囲内で積み立てることが可能である。積み立てに当たっては、市町村との協議の上行うことを想定している。なお、財政調整事業分に係る会計は、他の財政安定化基金に係る会計と区分経理しなければならない。

(4) 財政安定化基金(財政調整事業分)の取崩要件（算定政令^{※1}第21条の2第1項・算定省令^{※2}第25条の2）

財政調整事業分に係る基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができる。

ア 繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国保事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合

イ 繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国保事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合

ウ 当該年度の前々年度の前年度の当該都道府県の概算前期高齢者交付金の額が、同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合

エ その他都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れの必要があると認められる場合

※1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

※2 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令

(5) 取り崩すことができる額（算定政令第21条の2第3項）

財政調整事業を行う場合は、以下の範囲内（①+②）で基金を取り崩すことができる。

① 当該年度の前年度の末日における財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額

※R3年度末時点での残高は0。

② 当該年度の前年度の歳入歳出決算上生じた剰余金のうち、県が財政調整事業に充てるものとして繰り入れる額

【関係法令(改正後、抜粋)】

○ 国民健康保険法第 81 条の 2 第 4 項

都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第 21 条の 2

法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。

- 一 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れが必要な場合として厚生労働省令で定める場合

2 都道府県は、財政調整事業（都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るため、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取崩し当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。）に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内の額とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額
- 二 当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入金の額を除く。）

○ 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令第 25 条の 2

算定政令第二十一条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
- 二 当該年度の前々年度の当該都道府県に係る高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額が、同年度の同法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額を超える場合
- 三 その他都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れの必要があると認められる場合